

(仮称)「五所川原市空き家等の適正管理に関する条例(案)」についての意見募集結果について

市が実施しました(仮称)「五所川原市空き家等の適正管理に関する条例(案)」策定にあたっての意見募集に対し、多数のご意見をいただき、誠に、ありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

記

1 意見募集期間

平成24年10月15日から平成24年11月2日まで

2 募集方法

市のホームページ(<http://www.city.goshogawara.lg.jp/>)に案の概要等を掲載したほか、市総務課、市情報公開コーナーに備え付けました。

意見提出は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の氏名・住所(法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先)の明記を条件としました。

3 提出された意見

2人(団体)の方から延べ2件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
0件	0件	0件	1件	1件	2件

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する市の考え方及び意見を考慮した結果、条例案は変更しないこととしました。

(提出された意見の内容とそれに対する市の考え方)

No	提出された意見	市の考え方
1	<p>条例制定の時期を得ていると思います。条例案は目的趣旨をうたっており疑義ありません。ただ、実際の施行にあたってどれだけ対処できるか疑問です。</p> <p>昨今の義務より権利、例えば財産権、プライバシー等が過大に優先される風潮があり、ごみの不法投棄のように縦割り行政のため事が起きてからでないと対処出来ず、その始末に莫大な費用を掛ける様はその典型事例です。</p> <p>併せて地域住民、税、福祉部門等連携で初期の対応出来る仕組みを考えていただきたいと思います。</p>	<p>空き家に関する窓口については以前より一元化しており、これまでと同様、関係部署と連携をとりながら、初動をより迅速に行えるよう対応して参ります。</p>
2	<p>中心市街地の利用可能な空き家を有効活用することにより、まちなか居住の増加、魅力あるまちづくりを図るとともに、所有者の家屋の維持管理にかかる負担（家屋の修繕、庭木の手入れ、草刈等）を軽減し、空き家の流通促進を目指すため、第1条（目的）の条文を次のとおり修正し、また、その目的に合わせて以降の条文も追加修正すること。</p> <p>第1条 空き家等の管理の適正化及び利用促進を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止するとともに、空き家の有効利用による、まちなか居住を促進し、もって市民の安全で安心な暮らしの実現と魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。</p>	<p>今回の条例は、老朽化し、危険な状態にある老朽危険家屋等を主に対象としており、あくまで危険な状態を解消することを目的として制定を検討しておりますので、ご了承ください。</p>

担当	五所川原市総務部総務課総務係
電子メール	soumu@city.goshogawara.lg.jp
TEL	0173-35-2111
FAX	0173-35-3617